平成２２年（フ）第１７１号
山口県下関市長府松小田中町２番10―１Ｄ号ハイツタナベ
債務者　藤本　義夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
愛媛県伊予郡松前町大字上高柳275番地10
債務者　井上　勇一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
福岡県久留米市合川町58番地　公社合川２―106号
債務者　廣瀬　正幸
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１６号
福岡県久留米市合川町58番地公社合川２―407号
債務者　椛島　久雄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１７号
福岡県久留米市合川町58番地公社合川２―407号
債務者　椛島　純子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１９号
福岡県うきは市浮羽町朝田780番地
債務者　松岡　和代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２９号
福岡県久留米市善導寺町飯田484番地５
債務者　濱平　清隆
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３４号
福岡県小郡市小郡1337番地
債務者　武上　徳秀
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３６号
福岡県久留米市白山町378番地12
債務者　山崎　茂紀
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５０号
東京都調布市国領町４丁目８番地１　グランドール武戸野908、申立時の住所大分市緑が丘２丁目７番２号
債務者　多嶋田糸惠
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５号
大分県別府市石垣西３丁目３番５―506号ゴールドスクエア石垣
債務者　溝部　良子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３号
沖縄県豊見城市字高安930番地２　コーポ高安205号
債務者　仲宗根直子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市松島１丁目１番地９
債務者　金城美智子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市字安里80番地３　新垣方301
債務者　古家　君夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６４号
沖縄県那覇市小禄１丁目19番12号　マンションやちよ307
債務者　森　多恵子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２６号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地189番地７
債務者　菅原　美紗
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
長野市大字東和田767番地16
債務者　齊川　正雄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係